

環境影響評価の手続き

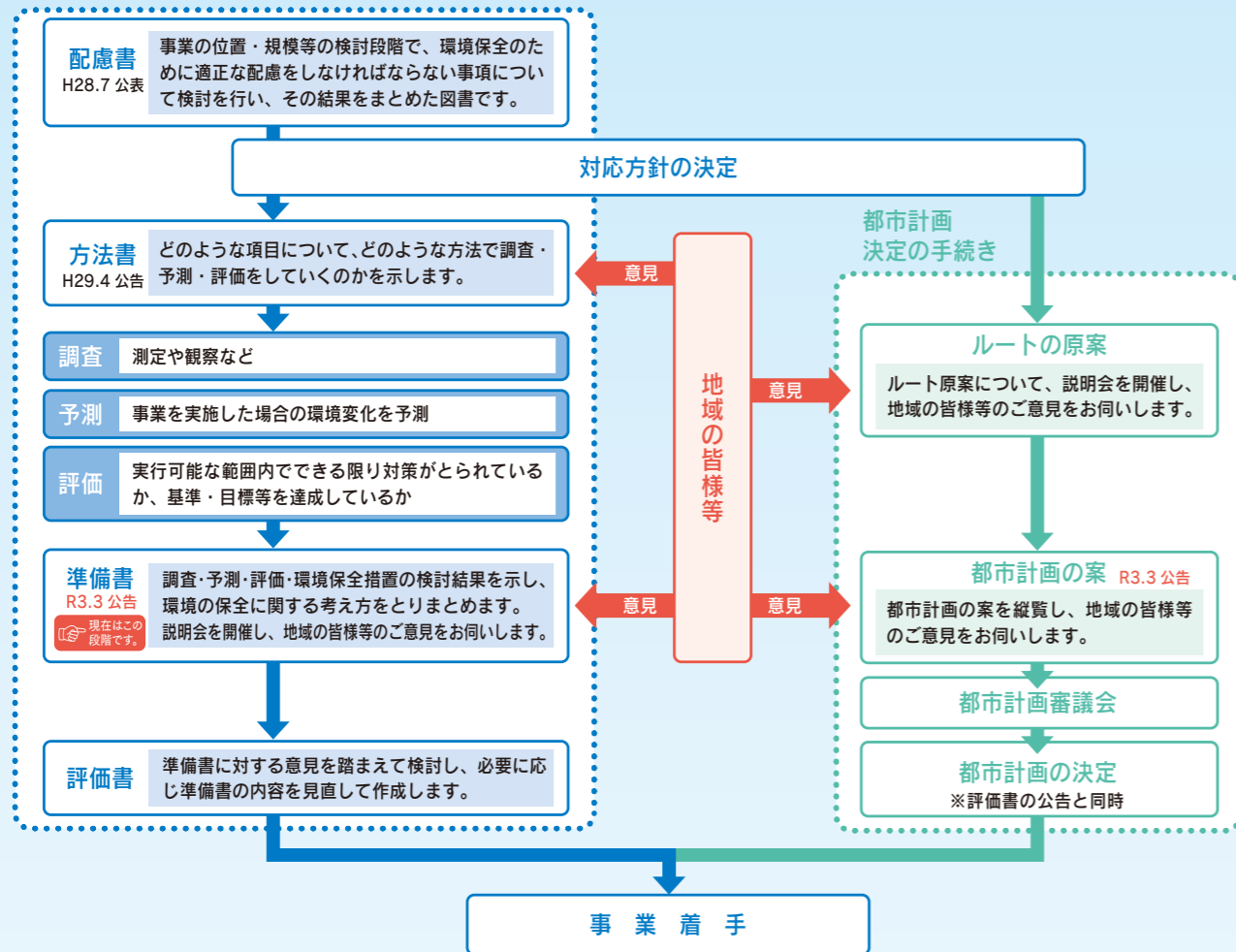


図6:環境影響評価の手続きと都市計画決定の手続きのフロー

4. 準備書と事後調査について

令和3年3月の準備書説明会において、本事業における「準備書」に対して、「計画路線の位置及び基本構造の検討段階から環境保全に配慮しており、各環境要素について事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講ずることにより、計画路線が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減が図られています。また、水象、動物、植物、生態系については環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、事後調査を実施し専門家等の指導・助言を得ながら適切な措置を講ずることとしています。このことから、計画路線に係る環境の保全について適正な配慮がなされている。」との評価をしています。

今後、国は「準備書」に対していただいた意見の内容を検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で「評価書」を確定し、「都市計画決定」の告示と同時に公告・縦覧をします。「評価書」の公告及び「都市計画決定」の告示をもって、「環境影響評価」及び「都市計画決定」の手続きは終了となりますが、工事着手前や工事中、完成後の調査が「事後調査」として行われていきます。

問合せ先

国道20号諏訪バイパス建設促進期成同盟会事務局
 諏訪市建設部国道バイパス推進室
 TEL：0266-52-4141（内線271）／FAX：0266-52-8164／E-mail：bypass@city.suwa.lg.jp
 下諏訪町建設水道課国道バイパス推進室
 TEL：0266-27-1111（内線246）／FAX：0266-28-8783／E-mail：kanren@town.shimosuwa.lg.jp



特集 諏訪バイパスの計画段階評価からこれまでの流れ

1. はじめに

国道20号諏訪バイパスは、茅野市宮川中河原～下諏訪町東町までの14kmの区間をいいます。その内中河原北～飯島交差点までの約3kmは既に整備され、残り約11kmが未整備区間となっていました。行政や本期成同盟会などバイパス関係者が、国土交通省等へ早期整備の要望を実施してきたところ、平成25年5月に国の「計画段階評価」の調査箇所を選定され、実現に向けて大きく前進が図られることになりました。

国の道路事業の流れは概ね 図1のとおりで、計画段階評価、対応方針の決定、環境影響評価の手続き、都市計画決定、その後事業着手となります。

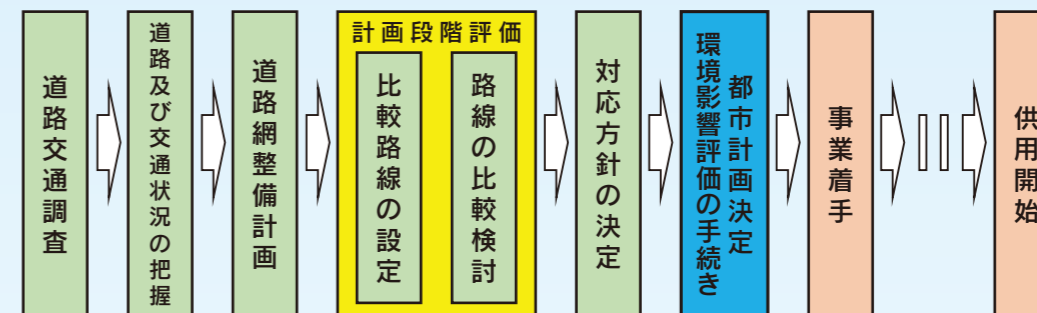


図1:国の道路事業の流れ

2-1. 計画段階評価とは

「計画段階評価」とは、公共事業の実施過程の透明性を一層向上させる観点から、地域の皆様の声を聴きながら、計画段階において事業評価を行う新しい取り組みです。地域の皆様の声を事業に反映する目的で意見聴取(アンケート)を行い、地域が感じている国道20号の課題を整理するとともに、道路整備の必要性を検討し、対応方針を決定する制度です。一般国道20号(諏訪市～下諏訪町間)の「計画段階評価」は、「社会資本整備審議会関東地方小委員会*」において審議がされました。

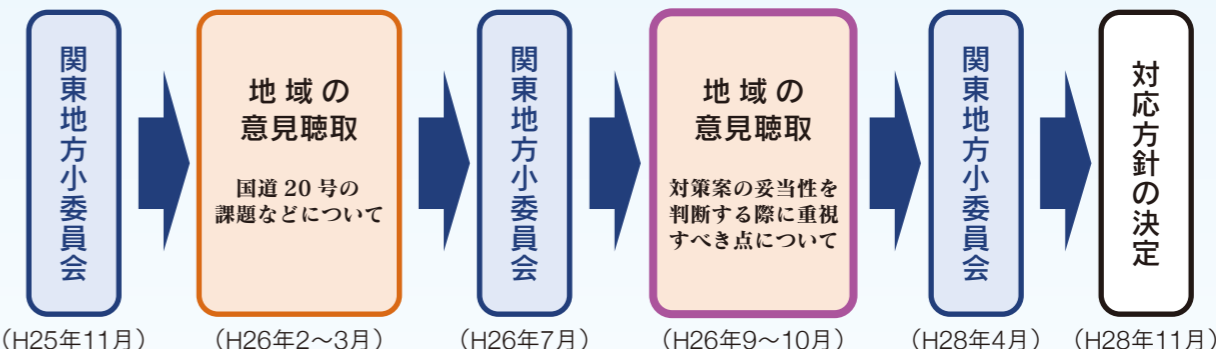


図2:計画段階評価の流れ

*社会資本整備審議会関東地方小委員会
 国土交通省関東地方整備局が、公共事業の効率化及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として設置している委員会

発行主体

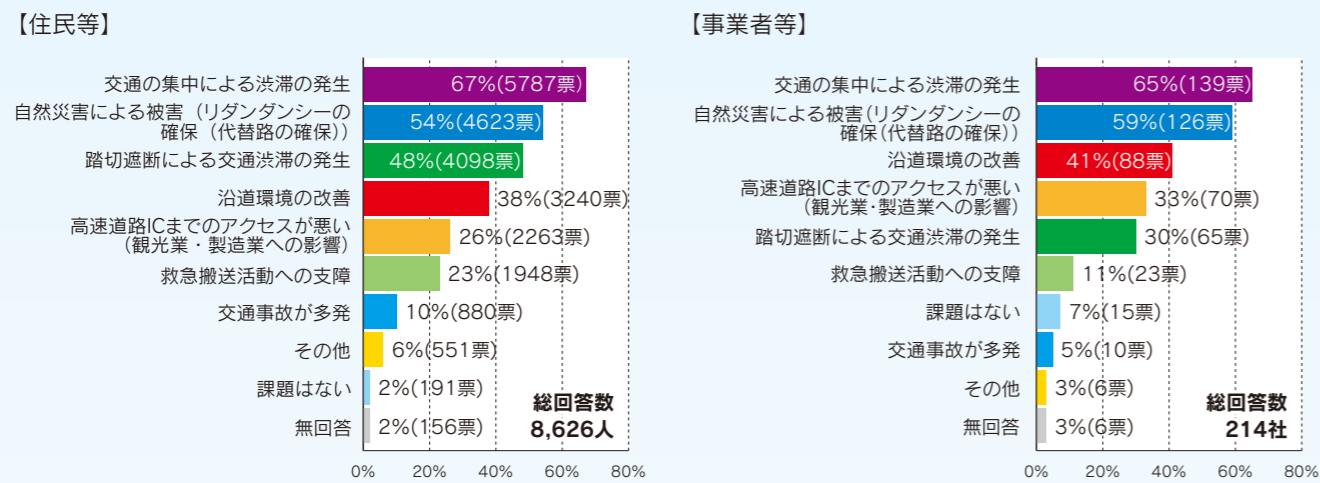
国道20号諏訪バイパス建設促進期成同盟会（諏訪市国道20号諏訪バイパス建設促進期成同盟会・下諏訪町国道20号諏訪バイパス建設促進期成同盟会）・下諏訪町国道20号下諏訪岡谷バイパス建設促進期成同盟会・諏訪市・下諏訪町

国は、平成25年に諏訪バイパスの「計画段階評価」について、住民説明会を諏訪市と下諏訪町の各地で開催しました。平成26年には、国土交通省の関東地方小委員会において住民意見(アンケート)内容を審査するとともに、諏訪市と下諏訪町の全戸及び事業者等(599社)を対象にしたアンケート調査を2回実施しております。この結果(図3参照)を取りまとめ、課題の整理と課題を解決するための施策目標を立て、平成28年に住民意見を反映した対応方針(後述)が決定され示されています。同時にルート帯の案である「500mルート帯」も示されています。

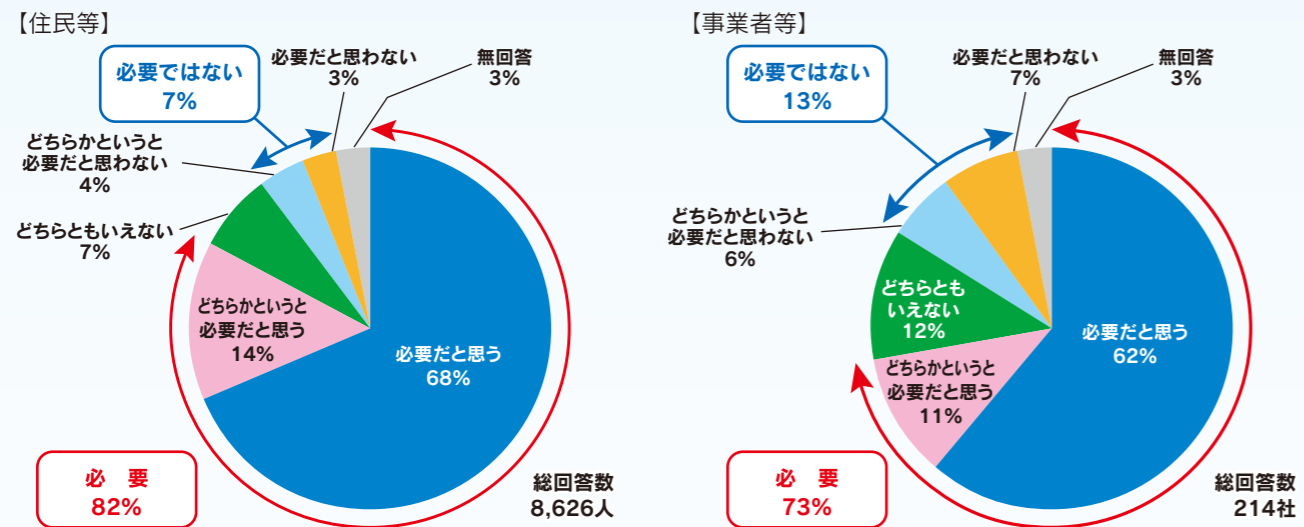
2-2. 地域の意見聴取(アンケート)結果の概要

国土交通省長野国道事務所が、国道20号諏訪バイパス(諏訪市四賀～下諏訪町東町間の約11km)の整備に向けて、平成26年2～3月に諏訪市・下諏訪町の住民や事業者を対象に意見聴取を実施しました。道路整備の必要性に関する調査では、回答された住民の約8割、事業者の約7割が「道路整備が必要」と回答し、道路利用者の多くが道路整備の必要性を感じているという結果でした。

地域が感じている国道20号の課題



地域が感じている道路整備の必要性



意見聴取のまとめ

住民や事業者など道路利用者の多くが道路整備の必要性を認識

諏訪地域の政策目標を達成するための機能を有するルートを検討

図3: 地域の意見聴取(アンケート)結果

2-3. 対応方針の決定(計画段階評価の結果)

平成28年11月に、国道20号の政策目標である交通の円滑化、災害に強い代替路の確保、交通安全の確保を図るとともに、生活環境に配慮し、安心・快適な暮らしづくりや地域産業の活性化に寄与する道路であり、また家屋への影響、経済性の面でも優れており、意見聴取で得られた地域のニーズにも応えられるとの理由で、バイパス案(山側ルート)とする対応方針が決定されました。これにより、平成25年からの「計画段階評価」の手続きが終了しました。



図4: 決定された対応方針バイパス案(山側ルート)

3. 次のステップ(「環境影響評価」、「都市計画決定」)へ

バイパス案とする対応方針が決定したため、「環境影響評価」と道路計画である「都市計画決定」の手続きが、並行して進められることとなりました。「環境影響評価」については、事業者である国が平成28年に第1段階である「配慮書」の手続きを開始し、平成29年からは事業者によって都市計画決定権者である県が「方法書」の公告・縦覧及び説明会を各地で開催し、地域の皆様の声を参考に調査の項目と方法が決定され、現地の調査が開始されました。道路計画については、環境調査のデータなど加味しながら、500mルート帯の中での具体的なルートや構造について検討が進められました。そして令和2年9月に「ルート・構造原案」が発表になり、その後「方法書」の調査結果である「準備書」及び「都市計画案」が公告・縦覧され、住民意見の受け付けがされました。今後は、環境影響評価の最終段階である「評価書」の作成と、「都市計画決定」に向けた手続きが進められていく予定となっています。



図5: 計画路線の概要(ルート・構造原案)